

福島県弁護士会平成19年（人権）第1号の5 人権救済申立事件

申立人 ●●●

相手方 福島刑務所

勸告書

平成23年1月17日

福島刑務所

所長 佐藤 洋 殿

福島県弁護士会

会長 高橋 金一

同人権擁護委員会

委員長 本田 哲夫

当会は、上記申立人からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記のとおり勸告致します。

記

第1 勸告の趣旨

申立人は貴所において刑の執行を受けていた者であり、まず27日間の調査隔離処分に付されたものであったが、貴所は、申立人につき、同処分が終了した日に、実質的に同一の事実によって、「追加調査」を実施し、その期間中、昼夜単独室の居室指定をし、さらに28日間の実質的な隔離を行い、もって、当時制限区分3種であった申立人を28日間にわたり工場に出役させず、その期間中、一人で入浴をさせたり、テレビ視聴を許さない等、申立人を他の受刑者と遮断し、教養・娯楽の機会を大きく制限する処遇をなしたものである。

かかる実質的な隔離は、反則行為をした疑いがある場合の隔離の期間を最長で4週間と定める刑事施設及び被収容者の処遇に関する法律第154条第5項に違反するものであり、人権侵害と断ぜざるを得ない。

なお、仮に前後2回の「隔離」にかかる反則事実の同一性を措いたとしても、貴所が「追加調査」中に行った実質的な隔離処分は、受刑者がした疑いが現に存する反則行為が2つ以上ある場合であっても例外的な場合を除いて隔離処分を1回に限る旨を定める刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第88条や、隔離の必要性が存在しなくなった場合には速やかに隔離を中止すべき旨を定める刑事施設及び被収容者の処遇に関する法律第154条第6項にも違反するものと考えられる。

そこで、当弁護士会は、貴所に対し、隔離処分に対し極めて謙抑的立場を採る刑事施設及び被収容者の処遇に関する法律の趣旨を十分に理解の上、被収容者に対し、今後本件が如き脱法的な実質的隔離は違法であるからこれを二度と行わないよう勧告する。

第2 勧告の理由

1 申立の趣旨

貴所が、申立人に対する4週間の調査独居拘禁隔離後に、実質的には同一の事実につき、さらに4週間の調査独居拘禁隔離を行なったことは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「被収容者等処遇法」という）第154条第5項及び第6項等に違反し、人権侵害に当たる。

2 調査の経過

平成20年	1月24日	申立書受付
平成20年	1月31日	予備審査担当委員決定
平成20年	2月20日	調査開始
平成20年	4月2日	貴所への第1回照会文書送付
平成20年	5月30日	同照会に対する貴所からの回答書受理
平成20年	7月30日	貴所への第2回照会文書送付
平成20年11月	1月13日	同照会に対する貴所からの回答書受理
平成21年	2月27日	貴所への第3回照会文書送付
平成21年	6月18日	同照会に対する貴所からの回答書受理
平成21年	8月28日	貴所への第4回照会文書送付
平成21年	9月16日	同照会に対する貴所からの回答書受理
平成21年12月	2月24日	貴所への第5回照会文書送付

平成22年 2月 3日 同照会に対する貴所からの回答書受理
平成22年 4月 7日 貴所への第6回照会文書送付
平成22年 8月 4日 同照会に対する貴所からの回答書受理

3 貴所からの回答（主要なもののみ抜粋）

本件に関する貴所の回答の概要は下記のとおりである。なお、同回答中事実
に亘る部分については、当委員会としてこれを真実のものと認定するものであ
る。

記

- 1 平成19年12月21日、申立人を、「虚偽申告」の反則容疑行為にて、「調査隔離」したが、懲罰は課していない。
- 2 「調査隔離」処分の終期は平成20年1月16日であり、期間は、3週間と6日間である。
- 3 虚偽申告の反則容疑は具体的には、「実父として中嶋伸を名乗る第三者との手紙の発受及び面会を実施し、もって虚偽申告をなした疑いがある。」というものである。
※ なお、本回答については、当委員会から貴所に対し、具体的かつ詳細に回答するよう再三求めてきたものであるが、上記回答に止まったものである。
- 4 平成20年1月16日、申立人を、「不正連絡」の反則容疑行為にて「追加調査」に付したが、懲罰は課していない。
- 5 「追加調査」処分の終期は平成20年2月12日であり、期間は4週間である。
- 6 「不正連絡」の反則容疑は具体的には、「虚偽申告疑いに係る調査中、実父・中嶋伸が死亡していたにもかかわらず、実父・中嶋伸を名乗る氏名不詳の第三者と外部交通を行っていることが疑われるもの。」というものである。
※ なお、本回答については、当委員会から貴所に対し、具体的かつ詳細に回答するよう再三求めてきたものであるが、上記回答に止まったものである。
- 7 平成20年1月16日からの「追加調査」は「隔離」ではないので違法性はない。

8 「調査隔離」期間が2週間を超えたことについては、関係する書類と申立人の供述を精査する必要があったことから、被収容者等処遇法第154条第5項所定の「やむを得ない事由」が存在した。

9 「調査隔離」期間中取得した証拠は以下のとおりである。

職員Aの報告書	1通	1綴
職員Bの報告書	1通	1綴
申立人の供述調書	2通	1綴
弁護士からの受信書	1通	7綴
職員A作成の外部交通状況表	1通	1綴
申立人の作業工場舎房指定表の写し	1通	1綴
申立人の親族申告書の写し	1通	1綴
申立人の接見表の写し	1通	1綴
面会受付用紙の写し	1通	1綴
申立人の書信表の写し	1通	1綴
申立人の前科身分帳の写し（抜粋）	1通	42綴
申立人の本刑環境調整報告書（甲）	2通	4綴
申立人の戸籍謄本（除籍）の写し	1通	2綴
申立人の戸籍の附票の写し	1通	1綴
Cの改製原戸籍謄本の写し	1通	3綴
Cの戸籍原本の写し	1通	2綴
Cの戸籍附票原本の写し	1通	1綴
Dの改製原戸籍原本の写し	1通	2綴
Dの除籍原本の写し	1通	3綴
Eの除籍原本の写し	1通	4綴
EがFにあてた書信の写し	1通	3綴
申立人の所持不許可写真の写し	3部	3綴
Gが申立人にあてた年賀状の写し	1通	1綴
Hが申立人にあてた信書の写し	1通	5綴
Hが申立人にあてた写真の写し	9部	9綴
職員Aが作成した申立人とCの発受信状況表	1通	8綴

10 「調査隔離」がなされた平成19年12月21日以前の申立人の収容場所は、第3舎3階第28室で共同室であった。

- 11 「調査隔離」期間中の申立人の収容場所は、第2舎2階第38室で昼夜単独居室であった。
- 12 「調査隔離」終了後も、「追加調査」の終了に至るまで、申立人の収容場所は、第2舎2階第38室で昼夜単独居室のままであった。
- 13 「調査隔離」終了後移動しなかった理由は、申立人を「追加調査」に付したものであることに加え、第2舎2階の空室状況を勘案した結果である。
- 14 「追加調査」が終了した日である平成20年2月12日に申立人を共同室である第3舎3階第30室に移動させた。
- 15 申立人の制限区分は「調査隔離」及び「追加調査」の前後を通じて第3種であり、特段の変更はなかった。
- 16 「追加調査」期間中、申立人は工場に出役させられなかった。
- 17 同期間中に開催された安全祈願祭については、工場等就業中の希望者が対象となることから、「追加調査」期間中、申立人は参加をしていない。
- 18 「追加調査」期間中の10回にわたる入浴は、全て申立人1人でのものであった。
- 19 もともと、「調査隔離」以前に収容されていた第3舎3階第28室において申立人はテレビを視聴することができたが、「追加調査」期間中については、申立人はテレビの視聴を許されなかった。
- 20 「追加調査」期間終了後、第3舎3階第30室に移動後は、申立人はテレビの視聴を許された。
- 21 第2舎2階には工場出役する一般の受刑者は収容されていなかった。
- 22 第1回目の「虚偽申告」の反則行為の調査（「調査隔離」に対応）と第2回目の「不正連絡」の反則行為の調査（「追加調査」に対応）については、並行して調査を行うことが「困難」であった。
- 23 「困難」であった理由は、「調査隔離」における調査において、平成20年1月16日に公務所から取得した戸籍謄本に追加調査処分に係る反則行為に関する記載が認められたため、並行調査ができなかったものである。
- 24 （「虚偽申告」と「不正連絡」につき、これらを基礎づける事実が実質的には同一か否か、同一でないのであればどのような差異があるのかについて具体的に回答することを求める照会に対し）「虚偽申告」については、弁護士からの受信書が発端であり、既に実父が亡くなっているにもかかわらず、それ以降も外部交通を継続していたことが判明したため、調査に付

した一方で、「不正連絡」については、虚偽申告に係る調査を進める中で当初取得した関係書類を対査確認したところ、申立人が実父・中嶋伸を名乗る氏名不詳の第三者と面会及び信書の発受を行っていたことが明らかとなったため、本件については「不正連絡」として調査に付した。

25 追加調査中に行った調査は以下の(1)乃至(12)のとおりである。

- (1) 平成20年1月16日付け統括矯正処遇官作成の報告書
- (2) 平成20年2月1日付け書信係作成の報告書
- (3) 平成20年1月15日付け戸籍謄本（相模原市長）
- (4) 平成20年1月15日付け改製原戸籍（相模原市長）
- (5) 平成20年1月16日付け除籍謄本（三郷市長）
- (6) 平成20年1月16日付け改製原戸籍（登米市長）
- (7) 平成20年1月16日付け附票（登米市長）
- (8) 平成20年1月29日付け住民票（流山市長）
- (9) 申立人の書信表
- (10) 申立人の親族申告票
- (11) 申立人の分類調査票
- (12) 平成20年1月25日付け申立人の供述調書

4 本件に関する問題点

- (1) 反則行為をした疑いのある被収容者について、被収容者等処遇法第154条第1項は、刑事施設の長に対し速やかな調査を義務付けた上で、第4項は、他の被収容者からの隔離を認める。

しかし、同条第5項は、隔離の期間を2週間としつつ、例外的に、やむを得ないと認めるときは2週間に限りその期間の延長を認めているものであり、同条第6項は、隔離の必要性が消滅した場合には直ちに隔離を中止しなければならないとしている。

※ 【刑事収容者及び被収容者等の処遇に関する法律】

第154条 刑事施設の長は、被収容者が反則行為をした疑いがあると思

料する場合には、反則行為の有無及び第150条第2項の規定により考慮すべき事情並びに前条の規定による処分の要件の有無について、できる限り速やかに調査を行わなければならない。

- 4 刑事施設の長は、受刑者について、反則行為をした疑いがあると思料する場合において、必要があるときは、法務省令で定めるところにより、他の被収容者から隔離することができる。この場合においては、その者の処遇は、運動、入浴又は面会の場合その他の法務省令で定める場合を除き、昼夜、居室において行う。
- 5 前項の規定による隔離の期間は、2週間とする。ただし、刑事施設の長は、やむを得ない事由があると認めるときは、2週間に限り、その期間を延長することができる。
- 6 刑事施設の長は、前項の期間中であっても、隔離の必要がなくなったときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

また、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（以下「規則」という）第88条は、被収容者等処遇法第154条第4項の規定による隔離は、受刑者がした疑いが現に存する反則行為が2以上ある場合であっても、1回に限り、これを行なうことができるものとしているものであって、被収容者等処遇法及び規則は、受刑者の隔離には極めて謙抑的である。

もつとも、規則88条但書は、反則行為にかかる調査を並行して行なうことが困難であるときを例外としている。

※ 【刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則】

第88条 法第154条第4項の規定による隔離は、受刑者がした疑いが現に存する反則行為が2以上ある場合であっても、1回に限り、これを行うことができるものとする。ただし、それらの反則行為に係る調査を並行して行うことが困難であるときは、この限りではない。

この点、本件における「虚偽申告」と「不正連絡」は実質的には同一の反則行為とも考えられるものであり、2回目の「追加調査」中に実質的な「隔離」が行われたとすれば、そもそも被収容者等処遇法第154条第5項に違反することとなる。

仮に実質的な同一性が否定されるとしても、「隔離」を2回にわたって行なうことは、規則第88条但書に該当しない限り同条に違反するものというべきであり、ひいては被収容者等処遇法第154条第6項にも違反するおそ

れも考えられるものである。

以上を前提として、本調査が開始されたものである。

(2) 具体的問題点

前項を前提に、本件において具体的に検討すべき問題点は下記のとおりである。

記

- ① 「追加調査」中に実質的な隔離が行われたか。
- ② 「調査隔離」にかかる第1回目の「虚偽申告」と「追加調査」にかかる第2回目の「不正連絡」が実質的に同一といえるか否か。
- ③ 第1回目の「虚偽申告」と第2回目の「不正連絡」とが実質的に同一といえない場合において、それらの反則行為にかかる調査を並行して行うことが困難であったと言えるか否か。
- ④ ③の場合において、仮に並行調査が困難だったとしても、平成20年2月12日まで「隔離」の必要性があったか否か。

5 判断

(1) 問題点①について

ア 次に「追加調査」中に実質的な隔離が行われたかについて検討する。

イ(ア) 貴所の回答によれば下記の①乃至⑦の事実が認められる。

記

- ① 申立人の収容場所について、平成19年12月21日（「調査隔離」の日）以前は、第3舎3階第28室で共同室であり、同日以降平成20年2月12日（「追加調査」終了の日）までの間は、収容場所を移動することなく第2舎2階第38室で昼夜単独居室であり、平成20年2月12日以降は第3舎3階第30室で共同室に移動となった。
- ② 申立人の制限区分は「調査隔離」及び「追加調査」の前後を通じて第3種であり、特段の変更はなかった。
- ③ 「追加調査」期間中、申立人は工場に出役させられなかった。
- ④ 同期間中に開催された安全祈願祭については、工場等就業中の希望者が対象となることから、申立人は参加をしていない。
- ⑤ 同期間中の10回にわたる入浴は、全て申立人1人でのものであった。

⑥ もともと、「調査隔離」以前に収容されていた第3舎3階第28室において申立人はテレビを視聴することができたが、「追加調査」期間中については、申立人はテレビの視聴を許されず、「追加調査」期間終了後、第3舎3階第30室に移動後は、申立人はテレビの視聴を許された。

⑦ 第2舎2階には工場出役する一般の受刑者は収容されていなかった。

(イ) この点、「調査隔離」期間終了後も、収容場所を移動させなかったことは、そのことのみをもってしても、以後、実質的な隔離を継続して行ったことを強く推認させる事実であることはいうまでもない。

その上、申立人の制限区分は「調査隔離」及び「追加調査」の前後を通じて第3種であり、特段の変更はなかったにもかかわらず、申立人は工場に出役させられなかったものであって、これは、第3種の受刑者の矯正処遇等を居室棟外の適当な場所で行うことを定める規則第49条第4項に違反するものである。

さらに、「調査隔離」以前及び「追加調査」終了後には許されたテレビの視聴が、「追加調査」期間中は許されなかったものである上、「追加調査」期間中の入浴も集団ではなく、1人での入浴であったものである。

以上の事情に鑑みれば、第2回目の「追加調査」中に実質的には「隔離」に該当する処遇を行った脱法的行為であったと結論付けざるを得ないものである。

(ウ) これに対し、貴所は、平成20年1月16日当時、特段処遇上の処分を受けていない一般の受刑者が収容される居室については、当初の実質定員1100名であるところ、実際の収容人員は1229名であって、特段処遇上の処分を受けていない一般受刑者が収容される居室に空きはなかった旨を回答しているが、これを「調査隔離」終了後申立人を移動させなかった根拠とするのであれば、それは失当である。

すなわち、貴所は、「追加調査」終了と同時に申立人を一般の受刑者が収容される居室たる第3舎3階第30室に移動させているものであり、この事実に鑑みれば、当初の実質定員を超えていたとしても、いつでもかかる移動をすることは可能であったことが容易に推測できるものであって、そうであるにもかかわらず、「調査隔離」終了と同時にかかる移動を行わなかったことは、貴所において以後の「追加調査」においても、

申立人を実質的に隔離する意図があったものと言わざるを得ないものである。

なお、貴所は、申立人を工場に出役させない理由について尋ねた当委員会の照会に対し、「申立人を工場に出役させた場合、他の被収容者と接触させることにより、本件調査となった反則行為の調査に支障があると判断した。」と回答しているものであり、「追加調査」期間中に申立人を他の被収容者から隔離する必要性があると考えていたことを自認しているものである。

ウ 以上より、平成20年1月16日から同年2月12日までの「追加調査」中に、実質的な隔離を行ったものというべきである。

なお、実質的な隔離に該当するにもかかわらず、後述する法の制限を回避するために「追加調査」に付したとすれば、この点においても、貴所の対応は極めて問題であることを付言する。

(2) 問題点②について

ア 前項において検討したとおり、「追加調査」中に実質的には隔離に該当する処遇を行ったものというべきであることから、仮に「調査隔離」にかかる第1回目の反則被疑事実たる「虚偽申告」と、「追加調査」にかかる第2回目の反則被疑事実たる「不正連絡」が実質的に同一であったとすれば、それは、反則行為をした疑いがある場合の隔離の期間を最長で4週間と定める被収容者等処遇法第154条第5項に違反するものというべきである。

そこで、以下において「虚偽申告」と「不正連絡」の実質的同一性について検討する。

イ(ア) この点、貴所の回答によれば、第1回目の反則被疑事実たる「虚偽申告」については「実父として中嶋伸を名乗る第三者との手紙の発受及び面会を実施し、もって虚偽申告をなした疑いがある。」というものであり、第2回目の反則被疑事実たる「不正連絡」については「虚偽申告疑いに係る調査中、実父・中嶋伸が死亡していたにもかかわらず、実父・中嶋伸を名乗る氏名不詳の第三者と外部交通を行っていることが疑われるもの。」というものであるところ、これを社会通念に従って解釈すれば「虚偽申告」と「不正連絡」とは、いわば「手段」と「目的」という関係であることは明らかであり、表裏一体のものであるというべきである。

したがって、「虚偽申告」と「不正連絡」とは、同一の事実について異なる観点から焦点を当てたものに過ぎず、実質的には同一のものと言わざるを得ないものである。

(イ) なお、当委員会は、詳細な事実関係を対照すれば「虚偽申告」と「不正連絡」にかかる各反則被疑事実の異質性が認められる可能性があると考えて、再三にわたり「虚偽申告」と「不正連絡」の反則被疑事実の内容について具体的かつ詳細に明らかにするよう貴所に求めてきたにもかかわらず、アにおいて述べた程度の内容しか回答をしなかったものであることを付言する。

ウ 以上より、貴所は実質的には同一の反則被疑事実により、4週間を超えて、さらに4週間、申立人を「隔離」したものであって、これは、反則行為をした疑いがある場合の隔離の期間を最長で4週間と定める被収容者等処遇法第154条第5項に違反するものというべきであって、申立人の人権を侵害するものであるというべきである。

(3) 問題点③について

ア (3)イに述べたとおり、反則事実は一つであり、そもそも被収容者等処遇法第154条第5項に違反するものであるが、この点を措き、反則事実が2つであるとしても、「隔離」を2回にわたって行なうことは、規則第88条但書に該当しない限り同条に違反する可能性があることから、以下これについて検討する。

イ この点、前記のとおり、貴所の回答によれば、第1回目の反則被疑事実たる「虚偽申告」については「実父として中嶋伸を名乗る第三者との手紙の発受及び面会を実施し、もって虚偽申告をなした疑いがある。」というものであり、第2回目の反則被疑事実たる「不正連絡」については「虚偽申告疑いに係る調査中、実父・中嶋伸が死亡していたにもかかわらず、実父・中嶋伸を名乗る氏名不詳の第三者と外部交通を行っていることが疑われるもの。」というものであるところ、これを合理的に分析すると、第1回目の「虚偽申告」にかかる「調査隔離」の時点において、貴所は、申立人が「虚偽申告」をして「実父として中嶋伸を名乗る第三者との手紙の発受及び面会を実施」していたという「不正連絡」の事実を認識していたというべきである。なお、「虚偽申告」と「不正連絡」が「手段」と「目的」の関係に過ぎないことは、先に指摘したとおりである。

したがって、「不正連絡」にかかる調査を、「虚偽申告」にかかる調査と並行して行うことに、何らの困難性も認められないものである。

ウ 以上より、「虚偽申告」と「不正連絡」の反則被疑事実の実質的な同一性の観点を措いたとしても、第1回目の「虚偽申告」にかかる調査と並行して「不正連絡」の調査を行うことは極めて容易であったというべきであるから、かかる「隔離」を2回にわたって行なうことは（2度目は実質的隔離）、規則第88条に違反するものというべきであって、申立人の人権を侵害するものというべきである。

なお、貴所の回答を俯瞰すると、貴所において、戸籍関係書類の取付に4週間以上かかった旨の反論をなす可能性も見受けられるが、貴所は「不正連絡」についても平成19年12月21日の「調査隔離」開始時に認識していたことが明らかであることから、そもそも「不正連絡」にかかる調査も同日から並行して行った上で、4週間が経過した場合には調査が未了であっても速やかに隔離状態から解放するのが被収容者等処遇法の趣旨であるから、上記反論は失当である。

(4) 問題点④について

ア さらに、上記2つの論点における結論にかかわらず、念のため、隔離の必要性が存しなくなった場合に隔離を中止しなければならない旨を規定する被収容者等処遇法第154条第6項に違反するか否か、隔離の必要性がその時点まで存在していたかについて以下検討する。

イ この点、本件については、「虚偽申告」及び「不正連絡」という問題であって、基本的には、戸籍関係の証拠と申立人の供述が主たる調査対象となるところ、他の受刑者から隔離せずとも、申立人において証拠隠滅を図ることは困難であるから、そもそも隔離の必要性が存在しないとも言い得るが、これを措いても、遅くとも平成20年2月1日ころには隔離の必要性は消滅したというべきである。

すなわち、貴所の回答によれば追加調査中に行った調査のうち、対外的に最後に取得した資料は「平成20年1月29日付け住民票（流山市長）」であり、これまでの長期間にわたる調査期間を勘案すれば、上記同日から3日程度で追加調査を終了し、処分について結論を出すことは十分に可能というべきであるから、上記のとおり考える次第である。

ウ 以上より、貴所は、遅くとも平成20年2月1日ころには隔離の必要性

が消滅していたにもかかわらず、実質的な隔離を継続したものであって、これは、被収容者等処遇法第154条第6項に違反するものというべきであって、申立人の人権を侵害するものというべきである。

(6) まとめ

以上検討したとおり、まず、「虚偽申告」による「調査隔離」終了後の、「不正連絡」による「追加調査」中の処遇は、脱法的な実質的隔離というべきである。

そして、貴所は実質的には同一の反則被疑事実たる「虚偽申告」と「不正連絡」により、4週間を超えて、申立人を継続的に「隔離」したものであるから、隔離の期間を最長で4週間と定める被収容者等処遇法第154条第5項に違反するものというべきであって、申立人の人権を侵害するものであるというべきである。

また、仮に「虚偽申告」と「不正連絡」の反則被疑事実の実質的同一性の点を措いたとしても、第1回目の「虚偽申告」にかかる調査と並行して「不正連絡」の調査を行うことは極めて容易であったというべきであるから、かかる「隔離」を2回にわたって行なうことは（2度目は実質的隔離）、反則行為が2以上ある場合であっても隔離を1回に制限する規則第88条に違反するものというべきであって、申立人の人権を侵害するものというべきである。

さらに、上記の各点にかかわらず、貴所が実質的隔離たる「追加調査」を平成20年2月12日まで継続したことは、隔離の必要性が存しなくなった場合に隔離を中止すべきと定める被収容者等処遇法第154条第6項に違反するものというべきであって、申立人の人権を侵害するものであるというべきである。

6 総括

本件については、貴所が「追加調査」中に実質的な隔離を行ったことにより、被収容者等処遇法及び規則の諸規定に違反したものである。

この点、被収容者等処遇法は、隔離処分が被収容者に対し極めて有効な圧力となることに鑑み、収容施設の長が恣意的にこれを運用できないようにこれを制限する諸規定を設けているものであるが、これら諸規定による制限を避けるために脱法的な実質隔離処分が今後も行われるとすれば、隔離処分に極めて謙

抑的な被収容者等処遇法の趣旨を完全に没却することとなり、ひいては、被収容者の人権が今後も侵害される恐れが高いものというべきである。

したがって、二度と本件が如き違法である脱法的な実質的隔離が起こらないよう、隔離に関する被収容者処遇法等の趣旨の徹底を図る必要がある。

よって、本件については、貴所に対し、勧告の趣旨記載のとおり、「勧告」する次第である。

以上